

千葉県告示第717号

次の市税等にかかる書類を次の方に送達すべきところ住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法第20条の2の規定により告示します。

これらの書類は千葉市東部市税事務所納税第二課で保管しておりますから、送達を受けるべき方の申し出により随時交付します。

なお、この掲示を始めた日から起算して7日を経過したとき、送達があったものと見なされます。

令和8年8月20日

千葉市長 神谷 俊一

氏名（名称）	書 類 名
W A N G B O	滞納処分執行停止通知書 08千財東二第2600196号
以下余白	